

平成30年 5 月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成30年 5 月18日（金） 午前 9 時30分

2 出席委員

新 倉	聡	教育長
荒 川	由美子	委 員（教育長職務代理者）
三 浦	溥太郎	委 員
小 柳	茂 秀	委 員
澤 田	真 弓	委 員

3 出席説明員

教育総務部長	阪 元 美 幸
教育総務部総務課長	夏 目 久 也
教育総務部教育政策課長	島 田 圭
教育総務部生涯学習課長	高 木 厚
教育総務部学校管理課長	山 岸 哲 巳
学校教育部長	伊 藤 学
学校教育部教育指導課長	米 持 正 伸
学校教育部支援教育課長	塚 田 美保子
学校教育部保健体育課長	鎌 原 徳 宗
学校教育部学校給食担当課長	志 村 恭 一
中央図書館長	山 口 正 樹
博物館運営課長	永 嶋 省 吾
美術館運営課長	菅 野 智
教育研究所長	山 崎 亨

4 傍聴人 1 名

5 議題及び議事の概要

- 教育長 開会を宣言
- 教育長 本日の会議録署名人に小柳委員を指名した。
- 議事に議案第32号を日程第6として、報告事項に報告事項（5）として追加。

日程第2 議案第28号及び日程第6 議案第32号については、今後、市長が議会に提案する案件であるため、日程第3 議案第29号から日程第5 議案第31号については、人事案件であるため、報告事項（5）については、議案第32号に関連あるため、秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

○ 教育長報告

（新倉教育長）

それでは、まず4月定例会から本日までの所管事項について、報告をさせていただきますと思います。お手元に5月定例会の教育長報告資料というのがございますので、ご参考に見ていただければと思います。

学校関係ですと、4月21日に中学校の総合体育大会の開会式が開催されました。本年度は総合高校S K Yアリーナにおきまして、24校854名の参加でございました。この行事につきましては例年、横須賀アリーナで開催をしておりましたけれども、アリーナの天井改修工事が行われるため、本年度に限りまして総合高校において、施設の収容力から規模を縮小した形で開催させていただきました。

次に、5月12日、小学校の児童相撲大会がございました。こちらは南体育会館におきまして、44校622人の参加がございました。本件も、例年ですと横須賀アリーナで開催をしておりましたけれども、改修工事に伴いまして、本年度のみ南体育会館での開催となっております。

いずれの会につきましても、荒川委員にご参加をいただきましてありがとうございました。

なお、詳細な報告については、後ほど報告事項としてさせていただきます。

行政関係としましては、5月10日、11日に関東地区の都市教育長協議会総会が開催されております。関東地区と申しましても、甲信越を含めたエリアになっておりますので、当日参加者だけでも188名の教育長が集まりました。総会としての決議をした後、講演会等がございまして、東海大学の高野進教授が、自らの育ってきた中でのスポーツとの出会い等についてのご講演をいただいたところでございます。

私からは以上の報告とさせていただきます。

(質問なし)

日程第1 議案第27号『教育職員手当等支給規則中改正について』

教育長 議題とすることを宣言

(教育総務部長)

それでは、議案第27号『教育職員手当等支給規則中改正について』ご説明いたします。

今回、議案として提出させていただきましたのは、教育職員手当等支給規則第5条の6第1項及び第2項、期末手当基礎額等の加算についてでございます。

横須賀市は、神奈川県教育職員との人事異動の活性化を図るため、本市教育職の給料、手当等はできる限り神奈川県に合わせるように努めております。そのような中、神奈川県は、平成18年度に現在の教育職給料表よりも高額であった高等学校等給料表と小・中学校等給料表を教育職給料表に一本化し、さらに昇給の機会を年4回から年1回に変更いたしました。

そして、例年4月に、県は、期末勤勉手当の職務段階別加算を受ける号給を職員にとって優位に変更することで、減額された給与の差額の調整を段階的に行っております。

そこで、平成19年度に教育職給料表の一本化を行いました本市におきましても、県の教育職員に準じて同様の改正を行うものでございます。

なお、施行日は公布の日といたします。

説明は以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第27号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

教育長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項(1)『教職員の多忙化解消にかかる取り組みについて』

(教育政策課長)

本年度の教職員の多忙化解消にかかる取り組みについて報告させていただきます。

最初に、昨年度に実施いたしました本市教職員の勤務実態調査の結果について報告し、その後に本市の今後の取り組み予定を報告いたします。

昨年度は、勤務実態調査を2回行いました。1ページをご覧ください。

1つ目は6月から7月の本市独自の調査です。なお、調査の結果であるこの1ページの表は、昨年の教育委員会8月定例会で報告させていただいております。

2ページをお開きください。3ページにかけまして、市実施調査の調査対象校の小学校3校、中学校3校にヒアリングした結果を、小・中学校別、職種別に示しました。本市の教職員の働き方を考える上で大切と思われる部分に下線を引いてあります。例えば、管理職は休日や夜間に地域の会合等に出席していること、教員は児童・生徒が下校してから授業等の準備をしていることなどが挙げられます。

4ページをお開きください。2つ目の勤務実態調査は、神奈川県教育委員会による市町村立学校勤務実態調査です。指定都市を除く90校で実施されました。本市の場合、小学校7校、中学校4校の教員を対象に調査を行いました。先ほどの市の調査との違いは、県の調査は30分ごとの業務内容を記録していること、調査時期が11月中であることが挙げられます。ここでは、県の調査を学校別のデータをもとにまとめたものです。

1ページの市の調査と比べると、月に80時間を超える超過勤務の割合は、中学校は63.1%、66.7%とそれほど変わりませんが、小学校は6月の11.5%よりも11月のほうが33.3%であり、超過勤務がふえておりました。これは市の調査のヒアリングにもありましたが、小学校の6月、7月は一番落ちついている時期であり、学校行事が少ないことや校内研究会等がなく、比較的時間に余裕があるためと思われます。

5ページの下段、3は、県の調査における本市教員の結果をまとめたものです。(1)は回答者の男女比、職種構成、総括教諭、教諭の年齢構成を県と市に分けてまとめました。

6ページをお開きください。(2)は教員1人当たりの1日の平均学内勤務時間です。本市の教員の①の勤務日の勤務は、いずれの校種・職種においても休憩時間を含めた8時間30分の勤務時間を1時間以上超え、特に教頭は5時間を超えるなど、県と比較しても非常に勤務時間が長いという結果でした。

7ページをご覧ください。②の週休日、休日は、中学校の総括教諭、教諭は4時間以上の勤務を行っておりました。これは主に部活動に関する業務と考え

られます。

8 ページをお開きください。(3) は、年齢構成別の総括教諭、教諭の1日の平均学内勤務時間を示しました。30歳以下の勤務時間数が最も多く、他の世代と比べて30分以上の差がありました。これは県の結果と同じ傾向です。また、週休日、休日は、特に50歳以下の中学校の総括教諭、教諭は4時間を超える勤務を行っておりました。

9 ページをご覧ください、(4) 教員1人当たりの1週間の平均学内総勤務時間数を示しました。週の勤務時間が60時間を超えると、月に換算した場合、過労死ラインと言われる超過分で80時間を超える可能性があります。本市の小・中学校の教頭は、80時間を大幅に超えるであろう超過分の勤務を行っておりました。

10ページをお開きください。(5) は1週間当たりの学内総勤務時間数の分布です。調査対象の教頭の全員が週に60時間以上勤務をしておりました。また、中学校の総括教諭、教諭の74.8%は60時間を超えて勤務し、全体的に長時間勤務の実態が見られます。

11ページをご覧ください、(6) は持ち帰り業務を示しております。

12ページをお開きください。(7) には総括教諭、教諭の性別、年齢別勤務時間と持ち帰り業務時間を示しております。

また、下段(8) は教員1人当たりの1日の平均休憩時間数です。県の結果と同様に、休憩時間は十分にとれていないことがわかります。

13ページをご覧ください、(9) からは、県と市の教員の業務内容別の1日の平均学内勤務時間を示しています。先ほども、本市の教頭の勤務時間が非常に長いことが結果としてわかりました。その要因としてですが、13ページの真ん中あたりの学校運営にかかわる業務の学校経営をご覧ください。小学校の教頭は、学校経営に係る業務に、県は2時間24分、本市は4時間45分の時間を費やしています。また、下の外部対応の3つの区分においても、本市の教頭は県よりも長い時間をかけていることがわかります。

14ページをお開きください。中学校の教頭においても小学校同様に、学校運営にかかわる業務に多くの時間を費やしていることがわかります。

また、15ページをご覧ください、(ア) は、小学校の総括教諭、教諭の業務内容別の1日の平均学内勤務時間を示しています。

16ページをお開きいただき、(イ) は中学校の総括教諭、教諭となっております。

以上の調査結果から、本市の教職員の働き方を見直し、真に子どもと向き合う時間を生み出すことが求められます。これまで本市が進めてきた子どもと向き合う環境づくりの取り組みを踏まえ、具体的な方策を協議し、全市で取り組

む必要があります。

17ページをご覧ください。今後の取り組み予定をお示しいたしました。教育委員会事務局部課長から成る教職員の働き方改革検討会議及び課題解決に向けて、管理職分科会、教員分科会、部活動分科会、事務職員分科会の4分科会を設置いたします。17ページの下表は、本年度の一連のスケジュールです。

18ページをお開きください。18、19ページには、各分科会のあり方や構成員を示しております。設置する4分科会には、関係のある課の指導主事と学校の教職員が構成員となります。

①の管理職分科会では、学校の運営体制を踏まえた校務分掌のあり方や、教職員の勤務時間の意識づけを図る取り組み、そして、地域や保護者が教職員の働き方への理解を浸透させる取り組み等を協議することが考えられます。

②の教員分科会では、長時間勤務は当たり前のものではないことや、授業準備や学年、学級経営等を進める上で必要な情報を共有する手だてについて、効果的な取り組みを協議することが考えられます。

③の部活動分科会では、部活動のあり方に関するガイドラインを作成します。部活動を通して生徒の育成を目指すために、持続可能な視点で体育的、文化的行事等を検討していきます。

19ページをご覧ください、④の事務職員分科会では、学校の一員として事務職員の学校運営への参画、研修制度等の具体的な取り組みを検討いたします。

今後は、各分科会に市教育委員会内の各課で事務局を設置し、各分科会で解決可能な課題を見出し、課題解決への取り組みを検討していく予定です。

教職員の多忙化解消にかかる取り組みについての報告は以上でございます。

(荒川委員)

意見と、それから質問になるんですけども、まず、この資料を読ませていただき、市の実施調査結果と、それから県のほうの実施調査結果を見させていただき、改めて本市の教職員の勤務時間の多さに胸が痛む思いですが、ただ、今後の取り組み予定で示された会議や分科会で十分な現状分析がされ、そしてそれをもとに本市の教職員の働き方が改善されて、心身ともに健康な状態で子どもたちと向き合っていいただければと思っています。

そこで、1点気になったことがあるのですが、2ページの総括教諭、教諭のヒアリングの内容の下から2番目に、メンタルヘルスチェックの回答を正確に回答していない教諭もいると書かれているのですが、このようなヒアリングの内容が出るということは、どういうところに正確に回答しないような理由があるのか、わかる範囲で結構ですので教えていただければありがたいと思います。

(教育政策課長)

平成28年度から全教員を対象に、いわゆるメンタルヘルスの不調を未然に防ぐようにストレスチェックが始まりました。結果に応じて産業医との面談というのが義務づけられてきます。恐らく、回答において悪い回答をしてしまうと医者さんとの面談というのがあるので、そこを事前に防ぎたいというお考えがある方もいたのかなということで、そういった声がヒアリングの中ではありませんでした。

(澤田委員)

やはり今後の取り組みが非常に大事だと思っております。

2ページ、3ページのところですが、小学校も中学校も、養護教諭のところで「支援教育コーディネーター担当の仕事が増え」という記述があります。支援教育についてもいろいろな課題があり、コーディネーターのエフォートは大きいと思います。

このコーディネーターの指名ですが、全国的に複数指名が増えておりますが、横須賀市の状況としてはどうなのでしょう。複数指名がなされているのか、養護教諭だけではなく、教員も指名されているのか、あるいは時間軽減はあるのか、まず現状から分析して、今後の対策を立てていかなければいけないと感じたところです。状況がわかるのであれば、また今後の取り組みでも構いませんので教えて頂ければと思います。

(支援教育課長)

支援教育コーディネーターの配置の状況というところでお答えをさせていただきたいと思います。

小学校のほうで複数配置につきましては、2人配置が13校、3人配置が2校です。中学校におきましては全てが1人の配置ということで、養護教諭については小学校が16名、中学校は11名を指名しております。

(澤田委員)

コーディネーターの役割を明確化していく必要があると思います。そして、複数指名がなされているのであれば、その役割分担や、それから、場合によっては時間軽減ということも必要なのかなと思いますので、今後の検討の中で話題にいただければと思います。

ありがとうございました。

報告事項（２）『社会教育委員会議提言「横須賀の社会教育・社会教育施設のあり方について」』

（生涯学習課長）

報告事項（２）『社会教育委員会議提言「横須賀の社会教育・社会教育施設のあり方について」』の説明をさせていただきます。お手元のA4サイズ1枚の資料とオレンジ色の表紙の冊子をご用意ください。

去る5月11日に、昨年度、社会教育委員会議の議長をお務めいただいた蛭田社会教育委員から教育長に、平成28、29年度の2カ年にわたり、社会教育委員会議でご審議をいただいた「横須賀の社会教育・社会教育施設のあり方について」の審議結果が提言としてまとめられ、提出されました。この提言の概要などについて説明をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。

初めに、1の今回ご審議をいただいた目的でございますが、全国的な社会教育における課題や横須賀の社会教育が直面する課題などを踏まえ、本来、社会教育が果たすべき役割、社会教育施設が持つべき機能とは何か、また、どのようにあるべきかを審議し、今後の横須賀の社会教育の指針を示すことを目的として審議が進められました。

次に、2の審議の経過でございますが、資料に記載のとおり、平成28、29年度の2カ年にわたり、計8回の審議と2回の社会教育施設の現状や課題に関する調査を実施し、提言をおまとめいただきました。

次に、3の提言書の構成でございますが、全体の構成は、このテーマを設定することとなった経緯などを記した「はじめに」から始まり、1章から5章においては、テーマに対し個別具体的な調査検討を行った内容がまとめられています。全体の総括では、1章から5章で上げた重要なポイントをまとめ、「おわりに」では、社会教育への取り組みについて、今後教育委員会に期待することなどがメッセージとして記載されております。

1章から全体の総括までの審議の概要を説明させていただきます。

1章では、社会教育施設である生涯学習センター、図書館、美術館、博物館、コミュニティセンターに対する調査の結果から洗い出した各施設の現状と課題などが整理されております。

2章では、1章で洗い出した現状と課題を踏まえ、横須賀の社会教育において、大切にしていけるべき共通理念を構成する考え方と具体的な共通理念が整理されております。

以下、3章から5章では、2章で整理した横須賀の社会教育における共通理念を実現していくために、具体的に検討された内容がまとめられています。

5章では、社会教育委員が果たす役割が整理されています。ここでは、社会

教育行政と市民とをつなぐ社会教育委員自身は、一体何ができるのか、何をすべきか、その役割について整理がされております。

全体の総括では、ここまでの検討を踏まえ、横須賀の社会教育と社会教育施設に求めることが整理されております。ここで整理された内容につきましては、資料の4に提言のポイントとして記載されております。

横須賀の社会教育と社会教育施設に求めることとして、社会の全ての人に対する多様な学習の機会と場の保障、学習情報の提供や学習相談など教育的支援の充実、学びを通じて市民が活躍できる地域づくり、地域資料を保存継承し、調査研究成果を市民の学習支援に還元できる社会教育施設、社会教育施設及び学芸員、司書、社会教育主事などの専門職員の業務や活動の見える化、社会教育施設の相互連携の強化、市民への柔軟かつ積極的な情報発信というようなことがポイントとしてまとめられております。

提言書の34ページ、オレンジ色の冊子でございますが、「おわりに」でございますけれども、今回の審議の内容が大きく反映されました教育振興基本計画第3期実施計画の着実な実施が求められております。

また、昨今、観光や地域コミュニティづくりにおいて、その期待される役割が増している社会教育施設について、市民が主役の施設であること、人づくりの施設であること、学びを通じた仲間づくりの施設であることなどの社会教育施設が果たすべき原点の機能は、今後も忘れずに重視しつつ、その上で市民にさまざまな学びを届けるという新たな視点で、さまざまな工夫や試みに取り組んでいくことを期待するとして結ばれております。

以上が提言の概要の説明となります。詳細につきましては説明を省かせていただきましたが、ご確認をいただければと存じます。

最後に、この提言を受けまして、今後の教育委員会事務局の取り組みについて説明をさせていただきます。

今回の社会教育委員会議の審議の場には、生涯学習課長、中央図書館長、博物館運営課長、美術館運営課長が事務局として参加をさせていただき、社会教育委員のご意見、ご指摘を直接お伺いさせていただくとともに、各施設の状況などについて説明をさせていただくなど、現場の状況の理解を深めていただきながら審議を進めていただきました。

昨年度策定しました教育振興基本計画第3期実施計画には、社会教育委員会議でのご意見、ご指摘などを多く反映させていただきました。生涯学習課及び社会教育施設全体で計画を着実に遂行してまいります。既に、昨年度から生涯学習課を事務局として、図書館、博物館、美術館など社会教育施設で連絡会議を開催し、事業連携、情報連携を強化していくための取り組みを始めているところでございます。

社会教育と社会教育施設が果たすべき原点の機能を保持しつつ、新たな試みや柔軟な対応を工夫・検討し、市民の学びがさらに豊かなものとなるように、社会教育施設全体で取り組んでいく所存でございます。

以上で報告を終わります。

(質問なし)

報告事項（３）『通学路の交通安全確保に向けた平成29年度合同点検結果について』

(教育指導課長)

それでは、教育指導課から『通学路の交通安全確保に向けた平成29年度合同点検結果について』ご報告いたします。

説明資料の１ページをご覧ください。１の概要についてですが、市内全ての小学校を対象に、平成24年度から小学校、ＰＴＡ、教育委員会、市民安全部、道路管理者、警察署が合同で通学路の点検を行っております。

次に、２の平成29年度点検結果についてですが、市内の小学校46校のうち、22校から報告があった41カ所の危険箇所について合同点検を実施しました。

２ページをお開きください。この図は危険箇所の合同点検のフロー図です。危険箇所への対策の内容としましては、ドライバーへの注意喚起を促すための道路標示や交差点のカラー化など、ハード対策が必要なものが25カ所ございます。ちょうどフロー図の中段右側の四角の中に25カ所と記載されております。また、児童への交通安全指導の強化などが必要なソフト対策といったものが必要な箇所が16カ所となっております。フロー図中段左側に16カ所となっている部分でございます。

今後の取り組みについてです。ハード対策が必要な25カ所のうち、平成29年度中に、池上小学校の歩行者安全確保を図るための路側帯カラー化など8カ所につきましては対策が実施されております。フロー図右側のほう、下に移っていただきますと、その部分が書かれております。また、平成30年度は、北下浦小学校前の路面標示の設置など17カ所で対策を実施する予定となっております。

では、３ページから４ページにかけてご説明いたします。

この３ページ、４ページには、安全対策箇所の進捗状況が示してございます。点検を始めました平成24年度から平成29年度までの６年間のデータを順に並べた表でございます。こうして見ますと経年変化を見ていただけると思いますが、これまでの取り組みによって着実に対策箇所が減少しているという成果を見取

っていただけると思っております。

4 ページ、一番下の表でございますが、先ほども申し上げましたとおり、29 年度中に 8 カ所が完了、30 年度に 17 カ所を実施する予定でございます。

では、5 ページ以降ですが、これは参考として、まず 5 ページには野比小学校区の状況、写真を添えて提示しております。めくっていただいて 6 ページには、久里浜小学校区の対策工事の施工前、施工後の写真を載せさせていただいております。また、7 ページには、本年度路側帯のカラー化を予定している栗田小学校の現状とイメージ写真を添付しておりますので、ご覧ください。

なお、この資料は、3 部局合同で 6 月議会に報告するものであることから、市議会資料とする際に写真の部分がさらに詳細なものに差しかわることがありますので、あらかじめご了承ください。

通学路の合同点検結果についての報告は以上でございます。

(澤田委員)

合同点検によって洗い出された危険箇所 41 カ所、その対応を検討してくださっており、このようにおまとめいただきましたことに感謝申し上げます。

ハード面、ソフト面での対応ですが、今後のそれぞれの評価、再点検の方法、スケジュールについて教えていただければと思います。

その対応で確かに危険が改善されたという確認が必要だと思いますが、その手順について教えていただければと思います。

(教育指導課長)

合同点検は今後も引き続き行ってまいります。今回報告いたしましたのは、平成 29 年度の合同点検によって明らかになった箇所の対策ということですが、今年度、平成 30 年度もこの後点検を実施していく予定です。5 月には学校宛てに通学路危険箇所の報告依頼をする予定でありまして、さらに危険箇所がないかどうかを確認します。そして、学校より通学路危険箇所の報告を挙げていただいて順次進めていきます。

今年度実施したところが、きちんとできているかどうかということにつきましては、当然、工事が終わって施工された後に確認をするというような段取りになっております。

こうしたことで、毎年引き続きということで点検は続いていくということでございます。

報告事項（４）『行事等の開催結果について』

ア 『平成30年度横須賀市中学校総合体育大会の結果について』

（保健体育課長）

平成30年度横須賀市中学校総合体育大会の結果をご報告いたします。

この大会は、市内の全ての公立中学校23校と横須賀学院中学校の代表生徒が参加し、14種目で競い合う年に1度の総合体育大会であります。

4月21日土曜日に、横須賀総合高等学校S K Yアリーナで行いました。総合開会式をスタートに、「咲きほこれ努力の結晶夢の花」のスローガンのもと、各種目ごとに多くの保護者や関係の方々の応援をいただきながら、熱戦を繰り広げました。

一部競技が天候不良により順延をしましたが、おおむね予定どおりの日程で進行し、大きな事故や混乱もなく、5月5日の陸上競技の部の12種目まで、ほぼ順調に大会が終了しましたことをここにご報告いたします。

また、本年度の各競技へのエントリー者数は、駅伝競走を除く総数で4,082名となっております。競技結果については資料にお示ししたとおりでございます。

委員の皆様には、総合開会式の出席も合わせ、ご支援、ご協力をいただきありがとうございました。

なお、残りの2種目について、水泳競技は8月25日土曜日に不入斗中学校、駅伝競走は10月20日土曜日に馬堀海岸コースで開催予定でございます。

以上が平成30年度横須賀市中学校総合体育大会の結果報告となります。以上でございます。

（質問なし）

報告事項（４）『行事等の開催結果について』

イ 『第43回横須賀市小学校児童相撲大会の結果について』

（保健体育課長）

第43回横須賀市小学校児童相撲大会の報告をさせていただきます。大会は予定通り5月12日土曜日に行いました。

今回は、例年の会場である横須賀市総合体育会館メインアリーナが改修工事のため、南体育会館で開催となりました。会場が狭い関係で、応援の方は2階席のみの観覧とさせていただきました。

大会は、市内の小学校44校622名の児童が参加をし、各校5、6年生の代表選

手で競い合い、種目は5、6年生の階級別個人戦と、5年生2名、6年生3名から成る団体戦で行いました。チーム一丸となって優勝を目指す姿が見られ、詰めかけた保護者を初めとする皆様からもたくさんの応援もいただき、大盛況の大会となりました。競技結果については資料にお示ししたとおりでございます。

保健体育課から以上でございます。

(質問なし)

(理事者報告なし)

(理事者への質問なし)

日程第2及び日程第6については、今後、市長が議会に提案する案件、日程第3から日程第5については、人事案件であるため、報告事項(5)については、日程第6に関連あるため、秘密会とすることを宣言。関係者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

平成30年5月18日(金) 午前10時35分

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡